

第九条第一項第二号中「(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(同条例第十条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日)における正規の勤務時間を含む。以下同じ。)」を削る。

第十五条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条第二項中「百分の十二」を「百分の八」に改める。

第二十条第二項中「二百八十円」を「二百三十円」に改める。

第二十一条第一項第二号中「調査、試験研究又は」を削り、同条第二項中「三百八十円」を「五百五十円」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十八条第一項第二号中「警察職員」を「職員」に改め、「行う」の下に「災害調査、」を加え、「又は鑑識作業」を「鑑識作業又はこれらに相当する作業」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十五条中「受ける職員」の下に「並びに給与条例第九条第一項の規定により管理職手当を受ける職員及びこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(県税業務手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)(第三条第一項に規定する職員であつて施行日以後引き続きこの条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第三条第一項に規定する公署に勤務するもの(人事委員会が定める職員に限る。以下この項において「第三条特例職員」という。))が施行日から平成十九年三月三十一日までの間(その間に第三条特例職員に該当しないこととなったときは、施行日からその該当しないこととなった日の前日までの間)に県税の賦課、徴収又は滞納処分に関する業務に従事した場合において、同項に規定する業務に従事したことにより同条の規定により支給されることとなる当該業務に従事した日の属する月における県税業務手当の合計額が一万五千七百円を超えない範囲内において人事委員会が定める

額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、勤務一月につき当該額の県税業務手当を支給する。
(社会福祉業務手当に関する経過措置)

3 施行日の前日において改正前の条例第四条第一項に規定する職員であって施行日以後引き続き改正後の条例第四条第一項に規定する職員であるもの(人事委員会が定める職員に限る。以下この項において「第四条特例職員」という。)が施行日から平成十九年三月三十一日までの間(その間に第四条特例職員に該当しないこととなったときは、施行日からその該当しないこととなった日の前日までの間)に社会福祉に関する現業又は指導監督の業務に従事した場合において、同項に規定する業務に従事したことにより同条の規定により支給されることとなる当該業務に従事した日の属する月における社会福祉業務手当の合計額が八千八百円を超えない範囲内において人事委員会が定める額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、勤務一月につき当該額の社会福祉業務手当を支給する。

(ダム管理・建設業務手当に関する経過措置)

4 施行日の前日において改正前の条例第二十九条第一項に規定する公署に勤務する職員であって施行日以後引き続き当該公署に勤務して同項に規定する業務に従事するもの(人事委員会が定める職員に限る。)については、同条の規定は、平成二十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「一万五千元」とあるのは、「一万二千二百円」(平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間)にあっては、「七千五百円」とする。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第八号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第十四号イ中「製造保安責任者試験」を「製造保安責任者試験 一万円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、九千五百円)」に改め、「二万円」を削り、同号ロ中「製造保安責任者試験」を「製造保安責任者試験 九千四百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八千九百円)」に改め、「九千四百円」を削り、同号ハ及びニ中「製造保安責任者試験」を「製造保安責任者試験 一万円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、九千五百円)」に改め、「一

万円」を削り、同号ホ中「製造保安責任者試験」を「製造保安責任者試験 九千四百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八千九百円）」に改め、「九千四百円」を削り、同項第十五号イ中「販売主任者試験」を「販売主任者試験 八千五百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八千円）」に改め、「八千五百円」を削り、同号ロ中「販売主任者試験」を「販売主任者試験 六千七百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、六千二百円）」に改め、「六千七百円」を削り、同項第十八号イ中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」の下に、「圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を加える。

第二十条第一項第二十号を次のように改める。

二十 法第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の受験の出願

二万三千円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、二万二千五百円）

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第九号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十七に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- 一 電子計算機その他の物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり締結することが一般的であるもの
- 二 庁舎の警備その他の役務の提供を受ける契約で毎年四月一日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県条例第十号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「(徴収金の納付場所又は納入場所)」に改め、同条第一項中「除くほか」を「除き」に、「又は郵便局」を「郵便局」に、「第三十九条及び第四十一条第一項第二号において同じ。」に納付」を「以下同じ。」又は同令第五百八条の二第一項の規定によりその収納の事務の委託を受けた者に納付し、」に、「においては」を「には」に、「納付又は納入させる」を「納付し、又は納入する」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県通訳案内業免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十一号

秋田県通訳案内業免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県通訳案内業免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県通訳案内士登録等手数料徴収条例

第一条中「通訳案内業法」を「通訳案内士法」に、「」第三条の規定による通訳案内業の免許」を「。以下「法」という。」の規定により通訳案内士の登録」に、「及び同法第九条の規定による通訳案内業の免許証の再交付又は書換えを受けようとする者」を「等」に改める。

第二条第一号中「通訳案内業の免許」を「法第十八条の規定による通訳案内士の登録」に改め、同条第二号中「通訳案内業の免許証の再交付の申請」を「法第二十三条第二項の規定による通訳案内士登録証の訂正」に改め、同条第三号中「通訳案内業の免許証の書換え」を「法第二十四条の規定による通訳案内士登録証の再交付」に改める。

第三条中「申請」の下に「又は法第二十三条第一項の規定による届出」を加える。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県農業試験場等の手数料徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十二号

秋田県農業試験場等の手数料徴収条例を廃止する条例

秋田県農業試験場等の手数料徴収条例(昭和三十二年秋田県条例第八号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県畜産試験場の手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十三号

秋田県畜産試験場の手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県畜産試験場の手数料徴収条例(昭和三十五年秋田県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県種畜精液凍結処理等手数料徴収条例

第一条中「、秋田県畜産試験場において」を削り、「及び精液採取のための」を「を依頼する者及び種畜の精液を採取するため当該」に改め、「この条例の定めるところにより」を削る。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県北部老人福祉総合エリア条例及び秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県条例第十四号

秋田県北部老人福祉総合エリア条例及び秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例

(秋田県北部老人福祉総合エリア条例の一部改正)

第一条 秋田県北部老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「茶室」の下に「文芸室、陶芸室、木工室、料理室」を加える。

別表第一号(一)の表茶室の項の次に次のように加える。

文芸室	一時間につき	一、三〇〇円
陶芸室	一時間につき	一、五〇〇円
木工室	一時間につき	一、五〇〇円
料理室	一時間につき	一、五〇〇円

別表第一号(一)の表の備考一及び二中「会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール又は茶室」を「この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)」に改める。

(秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例の一部改正)

第二条 秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「茶室」の下に「文芸室、陶芸室、木工室」を加える。

別表第一号(一)の表茶室の項の次に次のように加える。

文芸室	一時間につき	一、三〇〇円
陶芸室	一時間につき	一、五〇〇円
木工室	一時間につき	一、五〇〇円

秋田県知事 寺田典城

別表第一号(一)の表の備考一及び二中「会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール又は茶室」を「この表に掲げる施設(宿泊室を除く。)」に改める。
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第十五号

秋田県障害者介護給付費等不服審査会条例

(設置)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第九十八条第一項の規定に基づき、秋田県障害者介護給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定数)

第二条 審査会の委員の定数は、七人以内とする。

2 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十八条第一項に規定する合議体を構成する委員の定数は、七人以内とする。

(委任規定)

第三条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「障害者施策推進協議会の委員」を

「障害者施策推進協議会の委員

障害者介護給付費等不服審査会の委員」

に改める。